

令和 2 年 6 月 30 日

KRT-300 型無線式水温計で使用している特定小電力無線器について

光進電気工業株式会社
自然計測ディビジョン

平素より弊社製品をご愛用いただきまして、誠にありがとうございます。
KRT-300 型無線式水温計に使用されている特定小電力無線器につきまして下記の通り御案内させていただきます。

記

KRT-300 型無線式水温計は、特定小電力無線機器を利用しております。

当製品で使用している特定小電力無線機器は「技術基準適合証明・工事設計認証」によって電波法令の技術基準を満たしていることが証明されており、免許をお持ちでないユーザー様においてもそのままご使用いただけます。

既にご承知かとは思いますが、不必要な電波（不要電波）をできる限り低減させることによって、電波利用環境の維持、向上及び電波利用の推進を図るため、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示が改正され、平成 17 年 12 月 1 日から新たな許容値が適用されています。（経過措置として、令和 4 年 11 月 30 日まで旧許容値の適用が可能となっています）

これらの背景により、旧スプリアス規格（不明なものも含みます。以下同じ。）の無線設備については、その使用期限は令和 4 年 11 月 30 日までとなります。使用期限を超えて旧スプリアス規格の特定小電力無線機器を使用した場合（意図せず電波を発射した場合も含まれます）は電波法違反となります。罰則・罰金（1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金）

当社の KRT-300 型無線式水温計で使用している特定小電力無線機器は平成 20 年 1 月（2008 年 1 月）以降に納入したものについては、新規格に適合しておりそのまま継続してご使用いただけます。一方、それ以前に製造された製品につきましては、旧規格の特定小電力無線機を使用しており、令和 4 年 11 月 30 日までに更新等を完了する必要がありますのでご案内申し上げます。

以上

スプリアスとは：送信機から発射される電波のうち、高調波、低調波、寄生振動などによって発生する目的外の電波のこと（Wikipedia より）